

た者で退職したもの

4 前三項に掲げる者以外の者で館長が国立国会図書館の発展にいちじるしく寄与したと認めるものに対しては、記章帯用証（乙）及び贈呈の記を添えて、功労記章を贈呈することができる。

5 第一項から第三項までに掲げる者以外の者で館長が国立国会図書館の発展に特にいちじるしく寄与したと認めるものに対しては、記章帯用証（乙）及び贈呈の記を添えて、国立国会図書館特別功労記章（以下「特別功労記章」という。）を贈呈することができる。

6 前三項の規定により記章の贈呈を受けた者について、記章を帯用するにふさわしくない事由が生じたとき、又は贈呈を受けるにふさわしくない事由があることが贈呈後明らかになったときは、贈呈を取り消すことができる。

7 部局長、関西館長又は国際子ども図書館長は、第四項又は第五項の規定により功労記章又は特別功労記章を贈呈するに値すると認める者があるときは、その旨を館長に内申するものとする。

8 第一項から第五項までに定める記章、身分証明書、二号記章帯用証、記章帯用証（甲）及び記章帯用証（乙）の様式は、それぞれ、様式第一から様式第五までのとおりとし、贈呈の記の様式は、別に定める。

（記章の帯用及び身分証明書又は記章帯用証の携帯）

第二条 一号記章の交付を受けた者は、国立国会図書館、衆議院又

は参議院に出入りして用務を行うときは、常にその記章を帯用し、かつ、身分証明書を携帯しなければならない。

2 二号記章の交付を受けた者は、国立国会図書館に出入りして用務を行うときは、常にその記章を帯用し、かつ、二号記章帯用証を携帯しなければならない。

3 記章は、左胸部の見易い所につけるものとする。

（記章又は身分証明書若しくは記章帯用証の提示）

第三条 一号記章の交付を受けた者は、国立国会図書館の庁内の監視若しくは警備を行う者又は衆議院若しくは参議院の監視から記章又は身分証明書の提示を求められたときは、その求めに応じなければならない。

2 二号記章の交付を受けた者は、国立国会図書館の庁内の監視又は警備を行う者から記章又は二号記章帯用証の提示を求められたときは、その求めに応じなければならない。

（記章、身分証明書及び記章帯用証の取扱い）

第四条 記章、身分証明書及び記章帯用証は、大切に取扱い、他人に利用させてはならない。

（身分証明書又は二号記章帯用証の訂正）

第五条 身分証明書又は二号記章帯用証の交付を受けた者は、その記載事項に変更が生じたときは、直ちに届け出て、訂正を受けなければならない。

（記章、身分証明書又は記章帯用証の再交付）

第六条 一号記章、二号記章、身分証明書又は二号記章帯用証を紛

失し、又は破損した者は、再交付願（当該再交付願に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を提出し、再交付を受けなければならない。

2 功勞記章又は特別功勞記章の受贈者が当該記章又はその記章帯用証を紛失し、又は破損したときは、願出により、再交付することができ。

（記章及び身分証明書又は二号記章帯用証の返納）

第七条 一号記章又は二号記章の交付を受けた者は、退職等により記章及び身分証明書又は二号記章帯用証を所持する事由がなくなつたときは、直ちに返納しなければならない。

（担当部局）

第八条 この内規による事務は、総務部人事課で行なう。

附 則

1 この内規は、昭和三十八年六月十八日から施行する。

2 第一条第三項及び第四項の規定は、昭和二十三年六月五日から適用する。

3 国立国会図書館記章及び職員身分証明書内規（昭和二十八年七月二十日制定。以下「旧内規」という。）は、廃止する。

4 この内規施行の際現に旧内規の規定により甲号記章又は乙号記

章の交付を受けている者は、それぞれ、この内規第一条第一項又は第二項の規定により一号記章又は二号記章の交付を受けたものとみなす。

附 則（昭和四十年一月二十七日国立国会図書館内規第二号）

1 この内規は、昭和四十年一月二十七日から施行する。

2 この内規による改正後の国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規第一条第三項第三号の規定は、五年以上行政及び司法の各部門の支部図書館の長の職務にあつた者で昭和二十三年八月二十五日からこの内規の施行の日の前日までの間に退職したものについても適用する。

附 則（昭和四十年二月二十六日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、昭和四十年二月二十六日から施行する。

附 則（昭和四十二年四月七日国立国会図書館内規第二号）

この内規は、昭和四十二年四月七日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和四十五年三月二日国立国会図書館内規第一号）

この内規は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年十月九日国立国会図書館内規第九号）

この内規は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年五月十二日国立国会図書館内規第三号）

この内規は、昭和五十六年五月十二日から施行する。

附 則（昭和六十年四月六日国立国会図書館内規第一号）

この内規は、昭和六十年四月六日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月十九日国立国会図書館内規第五号）

この内規は、昭和六十年十二月十九日から施行する。

附 則（昭和六十一年五月三十日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年十月十六日国立国会図書館内規第九号）

この内規は、昭和六十二年十月十六日から施行し、改正後の国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規は、昭和六十二年九月二十五日から適用する。

附 則（平成元年三月三十一日国立国会図書館内規第三号）

1 この内規は、平成元年四月一日から施行する。

2 この内規による改正前の国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規第一条第三項及び第四項の規定により三号記章又は四号記章の贈呈を受けた者は、それぞれ、この内規による改正後の国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規第一条第三項から同条第五項までの規定により功労記章又は特別功労記章の贈呈を受けたものとみなす。

附 則（平成元年九月二十九日国立国会図書館内規第七号）

この内規は、平成元年九月二十九日から施行する。

附 則（平成八年五月十一日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成八年国立国会図書館規程第二号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成八年五月十一日）

附 則（平成十一年十二月十六日国立国会図書館内規第八号）抄

1 この内規は、国立国会図書館組織規則等の一部を改正する等の規則（平成十一年国立国会図書館規則第六号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成十二年一月一日）

附 則（平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月五日国立国会図書館内規第五号）

1 この内規は、平成十五年十月一日から施行する。

2 この内規の施行の際現に交付されているこの内規による改正前の国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規様式第三による記章帯用証（甲）（次項において「旧記章帯用証」という。）は、この内規による改正後の国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規様式第四による記章帯用証（甲）（次項において「新記章帯用証」という。）とみなす。

3 旧記章帯用証の交付を受けた者から申出があったときは、当該旧記章帯用証と引換えに、新記章帯用証を交付するものとする。

附 則（平成十六年三月十九日国立国会図書館内規第一号）

この内規は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日国立国会図書館内規第三号）

この内規は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十八日国立国会図書館内規第二号）抄

（施行期日）

- 1 この内規は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日国立国会図書館内規第四号）抄

（施行期日）

- 1 この内規は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月十日国立国会図書館内規第一号）抄

（施行期日）

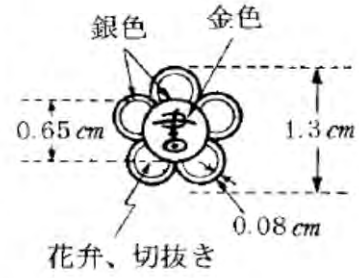
- 1 この内規は、令和五年四月一日から施行する。

(様式第一)

一号記章

留金の様式は、別に定める。

(表)

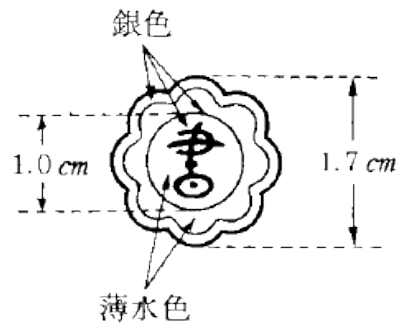


(純銀製、ただし、「書」の部分は、純金張り)

二号記章

留金の様式は、別に定める。

(表)

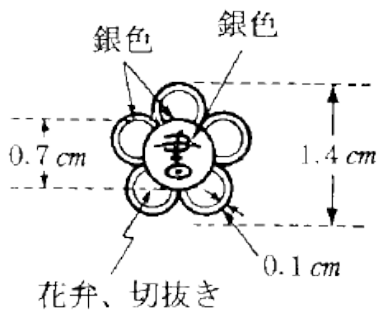


(丹銅製)

功劳記章

留金の様式は、別に定める。

(表)



(純銀製)

特別功劳記章

功劳記章の意匠で、純銀製。金張りとする。

(表面)

国立国会図書館	職員身分証明書
(一号記章の意匠)	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>
National Diet Library	(氏名) (記章番号) / (発行年月日)

(裏面)

氏名 生年月日 年 月 日生 現住所 証明書 第 号 記章 第 号 上記の者は、国立国会図書館の職員であることを証明する。 年 月 日 東京都千代田区永田町1-10-1 国立国会図書館長印	<ol style="list-style-type: none">1 この証明書は、国立国会図書館、衆議院又は参議院に出入りするときは、記章とともに携帯しなければならない。 記章は、左胸部の見やすい所に着けなければならない。2 国立国会図書館の庁内の監視若しくは警備を行う者又は衆議院若しくは参議院の衛視からこの証明書又は記章の提示を求められたときは、その求めに応じなければならない。3 この証明書及び記章は、他人に利用させてはならない。4 この証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに届け出て、訂正を受けなければならない。5 この証明書又は記章を紛失し、又は破損したときは、再交付願を提出し、再交付を受けなければならない。6 この証明書及び記章は、退職等により所持する事由がなくなったときは、直ちに返納しなければならない。7 この証明書の有効期間は、発行の日から4年とする。
--	---

注1 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

2 色は、薄い青色とする。ただし、表面の左下の部分及び右上の部分は、青色とする。

(表面)

国立国会図書館	二号記章帯用証
(二号記章の意匠) National Diet Library	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</div> <p>(氏名) (記章番号) / (発行年月日)</p>

(裏面)

氏名	1 この帯用証は、国立国会図書館に出入りするときは、記章とともに携帯しなければならない。
生年月日 年 月 日生	記章は、左胸部の見やすい所に着けなければならない。
現住所	2 国立国会図書館の庁内の監視又は警備を行う者からこの帯用証又は記章の提示を求められたときは、その求めに応じなければならない。
帯用証 第 号	3 この帯用証及び記章は、他人に利用させてはならない。
記章 第 号	4 この帯用証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに届け出て、訂正を受けなければならない。
上記の者は、本記章の帯用者であることを証明する。	5 この帯用証又は記章を紛失し、又は破損したときは、再交付願を提出し、再交付を受けなければならない。
年 月 日	6 この帯用証及び記章は、退職等により所持する事由がなくなったときは、直ちに返納しなければならない。
東京都千代田区永田町1-10-1	7 この帯用証の有効期間は、発行の日から4年とする。
国立国会図書館長印	

注1 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

2 色は、薄い水色とする。ただし、表面の左下の部分及び右上の部分は、水色とする。

(表面)

国立国会図書館	記章帯用証 (甲)
(功勞記章の意匠) National Diet Library	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</div> <p>(氏名) (記章番号) / (発行年月日)</p>

(裏面)

氏名 生年月日	年 月 日生	1 この帯用証は、国立国会図書館、衆議院又は参議院に出入りするときは、記章とともに携帯してください。
帯用証 第 号 記章 第 号		2 国立国会図書館の庁内の監視若しくは警備を行う者又は衆議院若しくは参議院の衛視からこの帯用証又は記章の提示を求められたときは、その求めに応じてください。
上記の者は、本記章の帯用者であることを証明する。 年 月 日 東京都千代田区永田町1-10-1 国立国会図書館長印		3 この帯用証及び記章は、他人に利用させてはなりません。

注1 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

2 色は、薄い赤紫色とする。ただし、表面の左下の部分及び右上の部分は、赤紫色とする。

(記章帯用証(乙)の裏面)

注 意

1. この帯用証は、国立国会図書館に出入するときは、記章とともに携帯してください。
2. 監視又は館の指定する警備員からこの帯用証及び記章の提示を求められたときは、その求めに応じてください。
3. この帯用証及び記章は、他人に利用させてはいけません。

記 章 帯 用 証

氏 名

生年月日 年 月 日生

記 章 第 号

帯 用 証 第 号

上記の者は、本記章の帯用者であることを証明する。

年 月 日

国立国会図書館長 印

↑
.....
.....
.....
.....
.....
.....
8.5cm
.....
.....
.....
.....
.....
↓

←.....6cm.....→